

静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第11号

静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員</u>の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における<u>その者の勤務成績が極めて良好又は特に良好</u>であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養</u></p>	<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>次の各号に掲げる職員</u>の第3項の規定による昇給は、<u>当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員</u>の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>(1) <u>55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）</u></p> <p>(2) <u>職員の給与に関する条例第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員</u></p> <p>6～8 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3</u></p>

親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」
という。）に係る扶養手当は、職員の給与に関する
条例第4条第1項第1号に掲げる行政職
給料表（以下「行政職給料表」という。）の適
用を受ける職員でその職務の級が9級以上で
あるもの及び同表以外の各給料表の適用を受
ける職員でその職務の級がこれに相当するも
のとして人事委員会規則で定める職員（以下
「行政職9級以上職員等」という。）対して
は、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者
で他に生計の途がなく主としてその職員の扶
養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係
と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2)～(6) (略)

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、
父母等については1人につき6,500円（行政職
給料表の適用を受ける職員でその職務の級が
8級であるもの及び同表以外の各給料表の適
用を受ける職員でその職務の級がこれに相当
するものとして人事委員会規則で定める職員
（以下「行政職8級職員等」という。）にあつ
ては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養
親族（以下「扶養親族たる子」という。）につ
いては1人につき12,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日
後の最初の4月1日から満22歳に達する日以
後の最初の3月31日までの間（以下「特定期
間」という。）にある子がいる場合における扶
養手当の月額、前項の規定にかかわらず、
6,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子
の数を乗じて得た額を同項の規定による額に
加算した額とする。

項において「扶養親族たる父母等」という。）
に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受
ける職員でその職務の級が9級以上であるも
の及び同表以外の各給料表の適用を受ける職
員でその職務の級がこれに相当するものとし
て人事委員会規則で定める職員に対しては、
支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者
で他に生計の途がなく主としてその職員の扶
養を受けているものを扶養親族とする。

(1)～(5) (略)

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する
扶養親族（次項において「扶養親族たる子」
という。）については1人につき14,000円、扶
養親族たる父母等については1人につき6,500
円（行政職給料表の適用を受ける職員でその
職務の級が8級であるもの及び同表以外の各
給料表の適用を受ける職員でその職務の級が
これに相当するものとして人事委員会規則で
定める職員にあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日
後の最初の4月1日から満22歳に達する日以
後の最初の3月31日までの間にある子がいる
場合における扶養手当の月額、前項の規定
にかかわらず、6,000円に当該期間にある当該
扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の
規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の
数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当

の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第11条 削除

第11条 新たに職員となつた者に扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合（行政職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行政職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となつた日、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1

号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、行政職 9 級以上職員等以外の職員から行政職 9 級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級以上職員等となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族

(行政職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある行政職 9 級以上職員等が行政職 9 級以上職員等以外の職員となつた場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある行政職 8 級職員等が行政職 8 級職員等及び行政職 9 級以上職員等以外の職員となつた場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職 9 級以上職員等以外のものが行政職 9 級以上職員等となつた場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で行政職 8 級職員等及び行政職 9 級以上職員等以外のものが行政職 8 級職員等となつた場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(通勤手当)

第11条の2 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得

(通勤手当)

第11条の2 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得

た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が80,000円を超えるときは、支給単位期間につき、80,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が80,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、80,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前項第2号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。） 次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の中欄に定める額（その使用する自動車等が原動機付きのもので、かつ、その使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあつては、当該額に、同表の右欄に定める額を加算した額（その額が80,000円を超えるときは、80,000円））

(表略)

- (3) 前項第2号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。以下同じ。）を利用し、当該駐車場の利用に係る駐車料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とする職員 前号に定める額及び1か月当たりの駐車料金の額に相当する額（以下「1か月当たりの駐車料金相当額」という。）の合計額（その額が80,000円を超えるときは、80,000円）
- (4) 前項第3号に掲げる職員（次号及び第6号に掲げる職員を除く。） 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距

た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前項第2号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。） 次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の中欄に定める額（その使用する自動車等が原動機付きのもので、かつ、その使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあつては、当該額に、同表の右欄に定める額を加算した額（その額が150,000円を超えるときは、150,000円））

(表略)

- (3) 前項第2号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。以下同じ。）を利用し、当該駐車場の利用に係る駐車料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とする職員 前号に定める額及び1か月当たりの駐車料金の額に相当する額（以下「1か月当たりの駐車料金相当額」という。）の合計額（その額が150,000円を超えるときは、150,000円）
- (4) 前項第3号に掲げる職員（次号及び第6号に掲げる職員を除く。） 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距

離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が80,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、80,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額

- (5) 前項第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が80,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、80,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (6) 前項第3号に掲げる職員のうち、当該職員の住居と当該住居の最寄りの駅（人事委員会規則で定めるものをいう。以下この号において同じ。）との間（以下この号において「住居側区間」という。）又は勤務公署と当該勤務公署の最寄りの駅との間（以下この号において「勤務公署側区間」という。）の通勤が不便であるため自動車等を使用する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）であつて、当該通勤のために駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第4号に定める額及び次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額（次のいずれにも該当する場合は、次に定

離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額

- (5) 前項第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (6) 前項第3号に掲げる職員のうち、当該職員の住居と当該住居の最寄りの駅（人事委員会規則で定めるものをいう。以下この号において同じ。）との間（以下この号において「住居側区間」という。）又は勤務公署と当該勤務公署の最寄りの駅との間（以下この号において「勤務公署側区間」という。）の通勤が不便であるため自動車等を使用する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）であつて、当該通勤のために駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額（次のいずれにも該当する場

める額の合計額) の合計額

ア・イ (略)

3 第11条の11第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)に対する前項第2号から第6号までの規定の適用については、同項第2号中「加算した額(その額が80,000円を超えるときは、80,000円)」とあるのは「加算した額(その額が80,000円を超えるときは、80,000円)」から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号中「前号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前号」と、同項第4号及び第5号中「第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第2号」とする。

4～6 (略)

(地域手当)

第11条の6 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 3級地 100分の15

(4) 4級地 100分の12

(5) 5級地 100分の10

合は、次に定める額の合計額。以下この号において同じ。(1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

ア・イ (略)

3 第11条の11第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)に対する前項第2号から第6号までの規定の適用については、同項第2号中「加算した額(その額が150,000円を超えるときは、150,000円)」とあるのは「加算した額(その額が150,000円を超えるときは、150,000円)」から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号中「前号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前号」と、同項第4号から第6号までの規定中「第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第2号」とする。

4～6 (略)

(地域手当)

第11条の6 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 3級地 100分の12

(4) 4級地 100分の8

(5) 5級地 100分の4

(6) 6級地 100分の6

(7) 7級地 100分の3

3 (略)

第11条の8 第11条の6第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6か月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいう。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が同条第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に該当しないこととなるときは、当該職員には、前条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前2条の規定にかかわらず、当該異動等の日から1年を経過するまでの間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合）を乗じて得た月

3 (略)

第11条の8 第11条の6第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6か月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいう。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が同条第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に該当しないこととなるときは、当該職員には、前条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前2条の規定にかかわらず、当該異動等の日から1年を経過するまでの間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に第11条の6第3項の人事委員会規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動

額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から1年を経過するまでの間にさらに在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

- 2 職員以外の地方公務員、国家公務員又は人事委員会規則で定める者に使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、第11条の6第2項第1号の1級地に係る地域及び公署以外の地域又は公署に勤務することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

第11条の9 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) (略)
- (2) 次条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

等前の支給割合を超えた場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合)を乗じて得た月額地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から1年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

- 2 職員以外の地方公務員、国家公務員若しくは人事委員会規則で定める者に使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が、第11条の6第2項第1号の1級地に係る地域及び公署以外の地域又は公署に勤務することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

第11条の9 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) (略)
- (2) 次条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅（県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事

2・3 (略)

(単身赴任手当)

第11条の10 (略)

2 (略)

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 第9条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前

委員会規則で定めるもの

2・3 (略)

(単身赴任手当)

第11条の10 (略)

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 第9条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間

5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額 (当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

4 (略)
(特定の職員についての適用除外)

第19条 (略)

2 第6条、第9条の2から第11条まで、第11条の7から第11条の9まで、第12条の2、第12条の3及び第22条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(寒冷地手当)

第22条 寒冷地手当は、人事委員会規則で定める日（以下この条において「基準日」という。）において、公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「寒冷公署」という。）に在勤する職員であつて人事委員会規則で定める地域に居住するもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対して支給する。基準日の翌日から人事委員会規則で定める日までの間に採用、異動等の事由により職員として寒冷公署に在勤することとな

(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 (前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

(2) (略)

4 (略)
(特定の職員についての適用除外)

第19条 (略)

2 第6条、第9条の2及び第10条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(寒冷地手当)

第22条 寒冷地手当は、人事委員会規則で定める日（以下この条において「基準日」という。）において、公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「寒冷公署」という。）に在勤する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対して支給する。基準日の翌日から人事委員会規則で定める日までの間に採用、異動等の事由により職員として寒冷公署に在勤することとなつた者（この項の規定により寒冷地手当の支給を受

つた者であつて人事委員会規則で定める地域に居住するもの（この項の規定により寒冷地手当の支給を受けていた者及び人事委員会規則で定める者を除く。）についても、同様とする。

2～5 （略）

附 則

8 当分の間、別表第1の規定の適用については、同表に掲げる給料月額及び基準給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

10 県内に在勤する職員（医療職給料表(Ⅰ)の適用を受ける職員及び第11条の8の規定の適用を受ける職員（同条第2項の場合にあつては、第11条の6第2項第1号の1級地に係る地域又は公署に勤務することとなつた職員を含む。）を除く。）にあつては、当分の間、第11条の6第1項及び第2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の3.7を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

15 附則第8項の規定にかかわらず、当分の間、60歳に達した職員に対する当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第18項及び第20項において「特定日」という。）以後における別表第1の規定の適用については、同表に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

けていた者及び人事委員会規則で定める者を除く。）についても、同様とする。

2～5 （略）

附 則

8 当分の間、別表第1の規定の適用については、同表に掲げる給料月額及び基準給料月額は、いずれも、その額に100分の101.43を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

10 県内に在勤する職員（医療職給料表(Ⅰ)の適用を受ける職員及び第11条の8の規定の適用を受ける職員（同条第2項の場合にあつては、第11条の6第2項第1号の1級地に係る地域又は公署に勤務することとなつた職員を含む。）を除く。）にあつては、当分の間、第11条の6第1項及び第2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の4.15を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

15 附則第8項の規定にかかわらず、当分の間、60歳に達した職員に対する当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第18項及び第20項において「特定日」という。）以後における別表第1の規定の適用については、同表に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の101.43を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000	510,200
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200	517,100
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200	522,300
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500	526,600
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500	530,100
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000	533,400
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000	536,400
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500	538,900
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700	540,900
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400		
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900		
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400		
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700		
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400		
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000		
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600		
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000		
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700		
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400		
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000		
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400		
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100		
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800		
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500		
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900		
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400		
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000		
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600		
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200		
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900		
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400		
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900		
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400		
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700		
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000		
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400		
	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800		
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000		
	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300		
	40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500		
	41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900		
	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100		
	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300		
	44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500		

	45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900	
	46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200	461,100	
	47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500	461,300	
	48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800	461,500	
	49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100	461,900	
	50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400		
	51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700		
	52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000		
	53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200		
	54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500		
	55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800		
	56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100		
	57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300		
	58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600		
	59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900		
	60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100		
	61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300		
	62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600		
	63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900		
	64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200		
	65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400		
	66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700		
	67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000		
	68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300		
定年前再	69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500		
任用	70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800		
短時	71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100		
間勤	72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400		
務職	73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600		
員以	74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100			
外の	75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400			
職員	76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600			
	77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800			
	78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100			
	79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400			
	80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600			
	81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800			
	82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100			
	83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400			
	84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600			
	85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800			
	86	302,500	321,000	345,500	387,800	421,700				
	87	303,200	322,000	347,000	388,400	422,100				
	88	303,900	323,000	348,400	389,000	422,500				
	89	304,600	324,000	349,700	389,300	422,800				
	90	305,400	325,300	350,900	389,800	423,200				
	91	306,200	326,500	352,100	390,300	423,600				
	92	306,900	327,700	353,400	390,800	424,000				
	93	307,400	328,900	354,700	391,200	424,300				
	94	308,300	330,200	356,200	391,600					
	95	309,200	331,400	357,700	392,100					

	96	310,000	332,600	359,100	392,600						
	97	310,800	333,800	360,400	393,000						
	98	311,800	335,100	361,600	393,500						
	99	312,700	336,300	362,700	394,000						
	100	313,600	337,500	363,900	394,500						
	101	314,500	338,900	365,000	394,800						
	102	315,500	339,800	366,100	395,200						
	103	316,500	340,800	367,200	395,700						
	104	317,400	341,900	368,300	396,000						
	105	318,200	343,000	369,500	396,300						
	106	318,800	344,100	370,000	396,800						
	107	319,400	345,100	370,600	397,300						
	108	320,000	346,100	371,200	397,800						
	109	320,500	347,300	371,800	398,100						
	110	321,000	348,300	372,300	398,600						
	111	321,400	349,300	372,700	399,100						
	112	321,900	350,200	373,200	399,600						
	113	322,700	351,100	373,600	399,900						
	114	323,400	352,000	374,000	400,400						
	115	324,100	353,000	374,500	400,900						
	116	324,700	354,000	375,000	401,400						
	117	325,300	355,000	375,400	401,800						
	118	326,000	355,400	375,900	402,300						
	119	326,700	356,000	376,500	402,700						
	120	327,500	356,600	377,000	403,200						
	121	328,100	356,900	377,200	403,600						
	122	328,400	357,300	377,700							
	123	328,900	357,700	378,200							
	124	329,400	358,100	378,600							
	125	329,700	358,500	379,100							
	126			379,600							
	127			380,100							
	128			380,600							
	129			380,900							
	130			381,400							
	131			381,900							
	132			382,400							
	133			382,700							
	134			383,200							
	135			383,600							
	136			384,000							
	137			384,300							
	138			384,800							
	139			385,300							
	140			385,800							
	141			386,100							
定年前再任用短時間勤		基準 給料月額 円									
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200	458,800

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第11項の規定は、公布の日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において静岡県地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 施行日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例第10条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対し

ては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「14,000円」とあるのは「13,000円」と、「とす

る」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 5 施行日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後の給与条例第11条の6第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

- 6 施行日から令和10年3月31日までの間における給与条例第11条の7の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡県条例第11号）附則第5項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。

(施行日前に異動等のあった職員等の地域手当に関する経過措置)

- 7 施行日の前日までに改正前の給与条例第11条の8第1項に規定する異動等のあった職員又は同日までに同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務

職員（附則第10項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（附則第10項において「暫定再任用職員」という。）を除く。）については、改正後の給与条例第11条の8第1項中「割合をいう」とあるのは「割合又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡県条例第11号。以下この条において「令和7年改正条例」という。）附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいい」と、「前2条」とあるのは「前2条又は令和7年改正条例附則第5項」と、「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同条第2項中「若しくは」とあるのは「又は」と、「となつた者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が」とあるのは「となり」として、同条の規定を適用する。

- 8 施行日から令和10年3月31日までの間に改正後の給与条例第11条の8第1項に規定する異動等のあつた職員又は当該期間に同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、同項中「割合をいう」とあるのは「割合又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡県条例第11号。以下この条において「令和7年改正条例」という。）附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいい」と、「前2条」とあるのは「前2条又は令和7年改正条例附則第5項」と、「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同条第2項中「1級地」とあるのは「1級地又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分のうち支給割合の最も高い級地の区分」として、同条の規定を適用する。

（単身赴任手当に関する経過措置）

- 9 改正後の給与条例第11条の10第3項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 10 施行日以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下この項において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第12条の3の規定は、施行日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は施行日以後に同項に規定する公署の移転があつた再任用職員について適用する。

（その他の経過措置の人事委員会規則への委任）

- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級						
	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5

32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30	5	
47	43	39	39	35	31	5	
48	44	40	40	36	32	5	
49	45	41	41	37	33	5	
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50	46		
63	59	55	55	51	47		
64	60	56	56	52	48		
65	61	57	57	53	49		
66	62	58	58	54			

67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90	86					
95	91	87					
96	92	88					
97	93	89					
98	94	90					
99	95	91					
100	96	92					
101	97	93					

102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						
114	110						
115	111						
116	112						
117	113						
118	114						
119	115						
120	116						
121	117						
122	118						
123	119						
124	120						
125	121						